

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 31 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 から別添 4 までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）（別添 1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）（別添 2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）（別添 3）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号）（別添 4）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 5 部 投薬

第 5 節 処方箋料

F 4 0 0 処方箋料

- (16) 「注 8」において、「直近 3 月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「00」調剤基本料の 4 に規定する特別調剤基本料 A を算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。

ア 直近 3 月の処方箋を交付した回数が 12,000 回を超えること。

イ 保険薬局(調剤点数表「00」の 4 に規定する特別調剤基本料 A を算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。

ウ 当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 9 割を超えていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第 88 の 2 の 2 の (3) の取扱いに準じる。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

別添 1

特掲診療料の施設基準等

第 40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 2 名以上勤務していること。ただし、そのうち 1 名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する 3 年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有すること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。ただし、この項において、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する 3 年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有する常勤医師についてこれらの非常勤医師による常勤換算を行う場合にあっては、当該経験又は受講歴（又は講師歴）を有する非常勤医師に限る。

- (5) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)の基準を満たすものとする。

ア 専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 40 の 2 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

- (6) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の基準を満たすものとする。

ア 専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っ

ている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 41 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)に関する施設基準

- (1) 第 40 の 2 の 1 の (1) を満たしていること。

第 42 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

1 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。なお、運動器リハビリテーションの経験を有する医師とは、運動器リハビリテーションの経験を 3 年以上有する医師又は適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した医師であることが望ましい。

第 43 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)

1 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)に関する施設基準

- (1) ~~第 42 の 1 の (1) を満たしていること当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。~~

第 44 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

1 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 45 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)

1 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)に関する施設基準

- (1) ~~第 44 の 1 の (1) を満たしていること当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。~~

第 46 難病患者リハビリテーション料

1 難病患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 47 障害児（者）リハビリテーション料

1 障害児（者）リハビリテーション料に関する施設基準

- (2) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 47 の 2 がん患者リハビリテーション料

1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者のことをいう。

第 47 の 3 認知症患者リハビリテーション料

1 認知症患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれかの者をいう。